



2021年8月12日

各 位

会 社 名 **株式会社ADワークスグループ**  
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
(コード番号：2982 東証第一部)  
問合せ先 常 務 取 締 役 CFO 細谷 佳津年  
電話番号 03-5251-7641

## 株式会社エー・ディー・ワークスが提起していた消費税の更正処分等の 取消請求訴訟に係る上告受理申立てに関するお知らせ

当社の子会社である株式会社エー・ディー・ワークス（以下、「ADW」といいます。）は、2021年7月29日付「株式会社エー・ディー・ワークスが提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る控訴審判決に関するお知らせ」でお知らせした訴訟における東京高等裁判所の判決を不服として、本日、最高裁判所に上告受理申立てを行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 更正処分等の内容及び上告受理申立てに至る経緯

#### (1) 更正処分等の内容

投資用マンション等の居住用収益不動産の仕入れ時点で発生した、建物部分に課される仮払消費税の仕入税額控除の取扱いに関するADWと国税当局の見解の相違に起因するものであり、2015年3月期から2017年3月期までの消費税の追加納付を求めるとともに過少申告加算税を賦課する旨のもの。

(詳細は、2018年7月31日付「過年度消費税相当額等の引当てに伴う特別損失の計上に関するお知らせ」をご参照ください。)

#### (2) 経緯

2018年7月31日	ADWが、過年度の消費税の追加納付等を求める更正処分等の通知書を受領
2018年9月13日	ADWより、国税不服審判所に対して、更正処分等の取消しを求める審査請求
2018年12月14日	ADWより、更正処分等の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起
2020年9月3日	東京地方裁判所より、ADWの主張を全面的に認める判決（一審判決）の言渡し
2020年9月16日	国（国税当局）より、一審判決を不服とし東京高等裁判所に控訴の提起
2021年7月29日	東京高等裁判所より、一審判決を取り消し、国（国税当局）の主張を認める旨の判決（控訴審判決）の言渡し
2021年8月12日	ADWより、控訴審判決を不服とし、最高裁判所に上告受理申立て

### 2. 今後の見通し

当社は、上告審において審理が行われ、ADWの主張が認められるように引き続き適切に対応してまいります。

なお、2018年7月31日付「過年度消費税相当額等の引当てに伴う特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表した通り、2019年3月期において過年度消費税相当額を引き当てており、追加納付が必要とされた税額は納付済みであります。加えて、2019年3月期以降については、国税当局の見解に従って算出される税額を一旦納付していることから、控訴審判決が今期以降の当社の連結業績に与える影響はありません。

以 上